

泉大津市立病院経営のあり方検討委員会

答 申 書

平成 1 8 年 4 月 6 日

はじめに

泉大津市立病院では、新病院開設に伴う建物企業債元利償還金が年間約4.4億円発生するなか、逼迫した財政の健全化を図るため、平成10年度から策定した経営健全化計画のもと、収支改善の方策を実施し、平成15年度においては単年度黒字となるなど不良債務解消に向け、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、平成16年度の新医師臨床研修制度創設に伴う産婦人科医師の引き揚げ等の影響により、平成16年度決算は大幅な収入不足が生じた。

平成17年度決算見込みは、収益的収支で約4.6億円の赤字が見込まれ、実質的な不良債務額としては10億円を上回る見込である。産婦人科は再開されたものの、ベテラン医師の退職や長期投薬実施の影響もあり、全科の患者数においては、平成15年度と比較して入院で6%減、外来で20%減となっており、依然として厳しい収益状況が続いている。

また、国の医療制度改革により、平成18年度には診療報酬の3.16%のマイナス改定が行われるなど病院経営は大変厳しい時代に突入している。泉大津市の財政運営も今後益々厳しくなることが予測されており、市立病院の経営的自立に向け、経営形態をはじめとする抜本的な構造改革が求められている。

このような背景のもと、「泉大津市立病院経営のあり方検討委員会」は、神谷昇市長から専門的な見地にたった評価・指導・助言を諮問され、平成17年10月から平成18年3月までに4回開催し、答申をとりまとめた。とりまとめにあたっては6名の委員以外にも、オブザーバーとして大阪府の職員に出席いただく

とともに、市立病院職員をはじめ、関係者から意見を求め検討を重ねてきた。会議は公開とし、議事録についても市立病院のホームページにおいて掲載した。

市立病院の将来の機能については、長期的視野にたち、総務省・厚生労働省の提唱する地域連携を重視し、限りある医療資源を有効活用することにより、住民サービスの向上に資するものとする。そのため、泉州２次医療圏北部地区の自治体病院の地域連携において、圏域内の病院が協力関係を構築し、それぞれの特性を活かした医療を提供する仕組みづくりを期待する。

なお、答申の具体的方策については、市民に深い理解を求めると共に、市長が先頭にたち着実に実行されることを要望する。

泉大津市立病院経営のあり方検討委員会

委員長 長 隆

運営組織について

平成18年度、19年度の2年間を新しい事業収支計画の施行年度とする。平成19年9月末までの経営成績を評価し、その結果によって、同年10月末までに平成20年度以降の経営形態のあり方を決定する。

市からの適正な繰入れを行い、平成19年度での収支均衡が平成19年10月末までに確認された場合、地方公営企業法の全部適用を視野に入れた対応を行う。

平成19年度で収支均衡しなければ、『指定管理者制度』または『民間移譲』とする。

平成18年度、平成19年度は地方公営企業法の一部適用とするが、条例にある院長権限を十分に行使し、リーダーシップをもって病院管理を行う。結果、地方公営企業法の全部適用と同様の効果を達成することを目指すこととする。

第3者委員会を設置し、新しい事業計画の遂行状況について検証し、ホームページで結果を市民に公開する。

事業の改善策について

平成18年度から抜本的な収支改善を達成させるため、以下を提案する。

(積極的な情報発信)

ホームページの充実、住民集会等への参加など、市立病院としての姿勢のアピールを積極的に行う。

(医業収入確保のために)

連携室の充実。連携病院・診療所の名前や所在場所を大きく張り出す。かつ、紹介率を平成18年度末までに30%とする。

内視鏡センターを積極的にアピールする。

『内科』『外科』『産婦人科』『小児科』『麻酔科』を重点診療科とする。その他の診療科については、今後の実績の推移、地域連携の状況を見て、継続又は廃止を平成19年度から行う。

麻酔科を積極的にアピールし、全身麻酔による手術の強化を図る。手術件数の状況を見てペインクリニックも継続する。

透析については、現行の導入透析に維持透析を加えて2クールとし、平成18年9月末までに黒字転換を図る。

平均在院日数については14日以内を堅持する。

地域の医師会と協議し、土曜日の休日診療を実施する。

(給与人事)

医師の業績評価制度を平成18年度中に実施するなど、努力した者が報われる賃金システムとする。

病院の事業内容に適した適正人員配置を事務局はじめ全職域で行う。

正職員の雇用を確保する。外部委託の大幅な見直しにより、委託料の削減を行う。

認定看護師の育成を行うため、研修への参加を計画的に実施する。その他資格取得者を人事・給与面で優遇する。

(その他)

他企業に広告媒体を提供することで、収益業務を検討する。

地域連携について

総務省・厚生労働省の提唱する公立病院の地域連携を具体的に進める。

本院の特色(こどもと女性にやさしい医療、消化器内科及び内視鏡外科の充実、糖尿病等の生活習慣病へのチーム医療)を強化するため、当該所属長に権限と責任を明確に付与する。

隣接公立病院(和泉市立病院、公立忠岡病院)との機能分化と連携を図るための連絡会を早期に立ち上げ、病院長間協定を締結する。

以上